役員及び評議員の報酬並びに 費用弁償に関する規程

社会福祉法人聖和会

社会福祉法人聖和会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖和会(以下「法人」という。)の定款第9 条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償 (以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。 常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
 - (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
 - (4)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
 - (5)報酬とは、社会福祉法第 45 条の 35 第 1 項で定める報酬、賞与その他の 職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わ ない。
 - (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

- 第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。
 - 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することが できる。
 - 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。 ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤 理事に準じて報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 法人の全理事の報酬総額は、年間420万円以内とする。
 - 2 法人の全監事の報酬総額は、年間 20 万円以内とする。

- 3 法人の常勤理事の報酬は、ケアハウス聖和園給与規程の施設長区分を適 用する。
- 4 非常勤理事に対する報酬は、別表1に定める額とする。
- 5 各々の非常勤監事の報酬は、別表1に定める額とする。
- 6 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。

(費用弁償)

第 5 条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行のために出張を行った場合 は、旅費規程に則って費用を弁償する。

(報酬等の支給日)

- 第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月職員給与支給日に支払うものとする。
 - 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。
 - 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し 出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給 の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、 別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年 6月20日から施行する。

附則

この規程は令和2年4月1日から一部変更する。

別表1

報酬額	
理 事 長	月額 300,000円以内
非常勤理事	1回につき 10,000円
非常勤監事	1回につき 10,000円
評 議 員	1回につき 10,000円